

## 通所介護事業所等における日常生活に要する費用の取り扱いについて

平成26年9月

三重県長寿介護課

このことについては、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）及び「『その他の日常生活費』に係るQ&A」（平成12年3月31日介護保険制度施行準備室事務連絡）に基づき取り扱われているところですが、各事業所において異なった取り扱いがなされている現状に鑑み、今般、通所介護及び通所リハビリテーション（以下「通所介護事業所等」という。）における「その他の日常生活費」の取扱いについてあらためて整理しましたので、今後は下記に沿って適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 「その他の日常生活費」の定義

老企第54号通知において、「その他の日常生活費」は、利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費とされている。

また、「その他の日常生活費」の受領に係る基準に関し、「『その他の日常生活費』の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。」とされており、さらには、「『その他の日常生活費』の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきもの」と規定されている。

これらのことから、通所介護事業所等において「その他の日常生活費」を受領する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと
- ② 事業所がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費であり、費用の内訳が明らかであること（あいまいな名目によるものは認められない）
- ③ 利用者等又はその家族等の自由な選択に基づくものであること
- ④ 受領額は実費相当額の範囲内であること
- ⑤ 便宜の内容及びその額を運営規程において定めたいうえで、利用者等又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意が得られたものであること

#### 2 「その他の日常生活費」の具体的な取り扱いについて

問1 浴室で使用するシャンプー、リンス、石鹸、タオル、バスタオル等について利用者等から一律にその他の日常生活費（日用品費）を徴収することは可能か。

入浴に関して、その費用は保険給付の対象であると考えられることから、共用のシャンプー、リンス、石鹸、タオル、バスタオル等について、利用者等全員から一律に費用を徴収することはできない。

共用のものを使用することに抵抗がある利用者等に対して、利用者等又はその家族等の自由な選択により事業所が個別に提供した場合は、その他の日常生活費としてその実費相当額を徴収することが可能。ただし、この場合、当該物品に記名するなど共用のものと明確に区分したうえで、他の利用者等が使用しないよう管理することが必要である。

問2 個人使用の歯ブラシ、入れ歯洗浄剤の費用をその他の日常生活費（日用品費）として徴収することは可能か。

これらの物品を事業所がすべての利用者等に対し一律に提供する場合に、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。

利用者等又はその家族等の自由な選択により、事業所が提供するものを使用する場合は、その他の日常生活費として実費相当額を徴収することが可能。ここでいう「自由な選択」とは、「選択しない」という自由が与えられているという意味であり、必ずしも事業所が多種多様なメーカー（仕様）のものを揃えておかなければならないということではない。利用の開始にあたり、事業所で準備している歯ブラシ等を使用することに異存がなければそれを購入し、それが気に入らなければ自分で別途購入するという自由が与えられていればよい。

なお、その他の日常生活費を徴収したものは、当該利用者専用とすることが必要であり、他利用者等と共用することはできない。

問3 共用のティッシュペーパー、トイレットペーパー、おしぼり等の費用をその他の日常生活費（日用品費）として徴収することは可能か。

共用のティッシュペーパー、トイレットペーパー等については、利用者等又はその家族等の自由な選択によるものではなく、個人から費用を徴収することはできない。

問4 事業所が一律に提供する日用品（費用徴収不可）や別途希望者用に個別に提供する日用品（費用徴収可）以外の特定の銘柄の日用品を希望する場合は、その他の日常生活費として徴収することは可能か。

個人の嗜好に基づき、事業所が提供するもの以外の特定の銘柄の日用品を希望し、事業所において購入した場合は、「サービス提供とは関係のない費用」として徴収することとなる。

問5 クラブ活動参加費としてその他の日常生活費（教養娯楽費）を一律に徴収することは可能か。

事業所が実施する機能訓練に関しては、運営基準において提供すべきサービスとして規定されており、その費用は保険給付の対象であると考えられることから、当該サービスを提供するうえで当然に必要な材料（折り紙等）の費用を一律に徴収することは認められない。

また、すべての利用者等を対象としたイベント等に必要となる材料についても、事業所として用意すべきものであり、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。

しかし、サービス提供の一環として実施され、利用者等が任意に参加できるクラブ活動において、利用者等に負担させることが適当と認められる材料費については、教養娯楽費として実費相当額を徴収することは可能（当然ながら、参加していない利用者等からは徴収できない）。

問6 利用者等の趣味的活動に関して、事業所が材料等を提供した場合は、その他の日常生活費（教養娯楽費）として徴収することは可能か。

事業所がサービス提供の一環として提供するものでない趣味的活動等に係る材料費については、「サービス提供とは関係のない費用」として徴収することとなる。

問7 事業所の食堂や共同生活室等に配置する新聞、雑誌等の料金をその他の日常生活費として徴収することは可能か。

徴収できない。

なお、個人の希望に応じて、事業所が購入する個人用の新聞、雑誌等の代金については、「サービス提供とは関係のない費用」として徴収することとなる。

問8 水分補給のための清涼飲料水の代金を徴収することは可能か。

利用者等の水分補給については、事業所が提供するサービスの範囲に含まれるものであり、当該費用を別途徴収することはできない。

なお、水分補給とは別に、単なる利用者等の嗜好品として提供するドリンク等については「サービス提供とは関係のない費用」として徴収することが可能。

問9 おむつに関する費用として、尿パッドやリハビリパンツの費用は徴収可能か。

尿パッドやリハビリパンツなども、おむつに係る費用に含まれるため、通所介護事業所等においては、徴収できる。

問10 その他の日常生活費に関して、どのように運営規程や重要事項説明書に記載すればよいか。

その他の日常生活費の受領については、利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。よって、運営規程や重要事項説明書（以下「運営規程等」という。）に記載したうえで、事業所の見やすい場所に掲示する必要がある。

運営規程等には、その他の日常生活費に係る具体的なサービスの内容及び費用の額を記載する必要があることから、単に「日常生活費 実費」といった記載は認められず、個々の日用品費や教養娯楽費ごとに区分して記載しなければならない。ただし、費用の額がその都度変動する性質のものについては「実費」という定め方も認められる。

また、これらが明示された文書に利用者等の署名を受けることにより同意を得るものとし、利用開始後においても、利用者等からその他の日常生活費の便宜の内容及び費用の額について説明を求められた場合には、懇切丁寧に説明しなければならない。

なお、その他の日常生活費とは区分される「サービス提供とは関係のない費用」についても同様の取扱いである。